

条件付一般競争入札公告共通事項書

1 適用

本書で定める事項は、条件付一般競争入札（事後審査型）実施要領（平成20年4月1日制定。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する入札について適用する。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事について、小林市競争入札の参加者資格等に関する要綱（平成19年小林市告示第163号。以下「資格要綱」という。）第7条の認定を受けている者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までのいずれの日においても、資格要綱第11条の規定に基づく指名停止を受けている者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後（2）に掲げる競争入札参加資格に係る認定を受けている者であること。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となつたと認められる者でないこと。
- (7) 共同企業体又は事業共同組合として入札に参加する場合には、その構成員又は組合員である者は当該入札に参加することはできないこと。

3 最低制限価格の設定

この入札においては、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

4 現場説明会

入札に係る現場説明会は、原則として開催しないものとする。

5 入札説明書等の閲覧等

- (1) 建設工事を発注する課（以下「発注課」という。）においては、次に掲げる書類（以下「入札説明書」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供するものとする。
 - ① 入札公告の写し
 - ② 条件付一般競争入札公告共通事項書
 - ③ 特記仕様書
 - ④ 設計書及び工事図面等の資料（以下「設計図書等」という。）
- (2) 入札説明書等は、小林市ホームページでダウンロードできる形式で掲載するものとする。ただし、掲載することが困難な場合は、発注課における閲覧のみとする。

6 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、公告日から開札日の前日から起算して4日前の日まで発注課において、入札に関する質問票（実施要領様式第2号）を電子メールで受け付けるものとし、電話等での個別の質問は受け付けないものとする。
- (2) 質問に対する回答は、開札日まで入札情報サービスシステムに掲載することにより行うものとする。

7 入札参加手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、開札日の前日から起算して3日前の日までに、入札参加届出書（単体等の場合は実施要領様式第3号、特定建設工事共同企業体の場合は様式第4号）を発注課に正副2部提出するものとする。
- (2) 工事費内訳書の提出を要する場合には、小林市ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入の上入札時に提出しなければならない。
- (3) 入札に参加しようとする者が発注課から入札参加受付書を受理した後、都合により入札に参加できなくなった場合には、辞退届（実施要領様式第5号）を提出しなければならない。

8 入札保証金

入札保証金については、財務規則第97条から第100条までの規定による。

9 入札書の記載方法

入札書には課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額は消費税抜きの金額を記入すること。

10 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出を要するものとする。

11 落札候補者の決定等

- (1) 開札後予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 11(1)の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者の全てを落札候補者とし、開札時にくじにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 市長は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留するものとする。

12 入札参加資格確認申請

- (1) 市長は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（単体等の場合は実施要領様式第7号、特定建設工事共同企業体の場合は様式第10号。以下「申請書」という。）及びそれぞれ次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求めるものとする。
 - ① 単体等の場合
 - ア 同種工事施工実績調書（実施要領様式第8号）
 - イ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（実施要領様式第9号）

- ウ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- エ 経営事項審査結果通知書の写し
- オ その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める書類

② 特定建設工事共同企業体の場合

- ア 建設業許可調書（実施要領様式第11号）
- イ 同種工事施工実績調書（実施要領様式第12号）
- ウ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（実施要領様式第13号）
- エ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- オ 経営事項審査結果通知書の写し
- カ 特定建設工事共同企業体協定書
- キ その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める書類

- （2） 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、市長が提出を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が発注課に持参することにより行うものとする。
- （3） 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めないものとする。
- （4） 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために市長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- （5） 当該入札の落札候補者が複数工事の落札候補者となり、いずれかの工事にしか技術者を配置できない等の理由により工事を施工できないと判断した場合は、発注課に連絡した上で入札参加資格確認辞退届（実施要領様式第14号）を提出するものとする。なお、入札参加資格確認辞退届は落札候補者となった時期が遅い工事に対して提出するものとする。
- （6） 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

13 落札者の決定等

- （1） 市長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定し、当該確認結果を入札参加資格確認結果通知書（実施要領様式第16号。以下「確認通知書」という。）により落札者に通知するものとする。
- （2） 市長は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合においては、確認通知書により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- （3） 市長は、11（2）の場合において2者以上の落札候補者がいる場合において、当該第1位の落札候補者から入札参加資格確認を行うものとする。

14 次順位者の資格確認

- （1） 市長は、第1位の落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、次順位者又は次に低い価格で入札した者を落札候補者として参加資格の審査を行うものとし、以後参加資格を満たす落札候補者が確認できるまで予定価格の範囲内で入札価格の低い価格を入札した順に参加資格の審査を行うものとする。
- （2） 14（1）の規定による資格確認は、入札参加資格がないとされた落札候補者に13（2）に規定する通知をした日から行うことができる。ただし、当該落札候補者から15（1）に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間を算定するにあたり除くものとする。

15 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、市長に対して再審査申請書（実施要領様式第17号）により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 市長は、再審査申請書を受理したときは、再度資格確認を行い、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して回答書（実施要領様式第18号）により回答するものとする。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、指名審査会の審査を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、入札参加資格があるとする確認通知書により回答するものとする。
- (4) 前項の場合に14(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（実施要領様式第19号）により当該他の落札候補者に通知するものとする。

16 費用の負担等

- (1) 12に規定する申請書及び15に規定する再審査申請書（以下「提出書類」という。）の作成並びに提出する費用は、提出者の負担とする
- (2) 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。

17 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (4) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (11) 実施要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (12) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (13) 工事費内訳書の提出を要する建設工事について、工事費内訳書の提出がない者のした入札
- (14) 工事費内訳書の提出を要する建設工事について、入札金額と工事費内訳書の金額が一致しない者のした入札
- (15) その他入札条件に違反した入札